**令和　　年度分**

**上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申告書**

年　　月　　日

納税義務者　住所

氏名

電話

|  |  |
| --- | --- |
| ◇確定申告した上場株式等の所得 | **住民税の源泉徴収額** |
| **上場株式等の配当所得等** | **総合課税分** | **円** | **円** |
| **分離課税分** | **円** | **円** |
| **上場株式等の譲渡所得等** | **円** | **円** |

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315％（復興特別所得税含む）と住民税5％の合計20.315％の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります(所得税20.42％を源泉徴収されているものは対象外となります)。記載誤り・記載漏れ等により、上場株式等の所得と判断できない場合は、確定申告書の内容にて市民税・県民税を課税する場合があります。

申告する番号に○をしてください。

1. 上記のとおり確定申告をした上場株式等の所得について、住民税では申告しません。
2. 上記のとおり確定申告をした上場株式等の所得について、下記のとおり申告します。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **住民税の源泉徴収額** |
| **上場株式等の配当所得等** | **総合課税分** | **円** | **円** |
| **分離課税分** | **円** | **円** |
| **上場株式等の譲渡所得等** | **円** | **円** |

◇この申告書を提出される方は以下の事項をご確認ください。

・**この申告書は、各年度の住民税納税決定通知書が送達されるまで日までに提出する必要があります。**

・**この申告書を提出する場合は、特定口座年間取引報告書や支払通知書などの写しを添付してください。**

・申告不要を選択した上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除・還付がありません。

・申告不要を選択したことにより、一部所得控除について、所得税における控除額と住民税における控除額に

差異が生じる場合があります。